

みたけ台町内会推薦委員会規定

(制定目的)

第1条 この規定は、みたけ台町内会規約第7条第2項に定める推薦委員会（以下「委員会」という）について定めることを目的とする。

(推薦委員)

第2条 委員会の構成する推薦委員は、会長、会長経験者および副会長並びにブロック長とする。
なお、推薦委員にて会長経験者が不在の場合は、副会長経験者の出席でも可とする。

(運 営)

第3条 委員会は、会長が招集し、議長は推薦委員の互選により決める。
2 議事は出席者の過半数で決める。ただし、可否同数のとき議長がこれを決する。

(役員候補者)

第4条 委員会は会議に先だち、役員候補者のリストを準備する
また、会議の前に会長が町内会役員と推薦委員に候補者リストを開示する

(秘密の厳守)

第5条 会議は非公開とし、出席者は議事に関して秘密を厳守するものとする。
機密を厳守する期間は、総会にて役員案が承認(選任)されるまでとする。

(委員の退席)

第6条 議事の推薦人本人に及ぶ場合は、当該推薦人は、その間、退席するものとする。

(解 散)

第7条 委員会は、みたけ台町内会規約第7条第2項に定める、当該役員候補者が総会において選任されたときをもって解散とする。

(特別処理)

第8条 町内会会員が役員に立候補した場合、会長・副会長の面談を経て「その年度に限りの臨時役員」として総会の承認なしに任命できる。但し、同一年度の臨時役員は最大3名とし、同一人が2年連続の臨時役員はないものとし、翌年度以降は推薦委員会にて候補者となる必要がある。

(改正経過)

平成 7年 2月 9日制定
平成28年 9月 3日改正
平成29年 5月 6日改正 8条の追加
令和 3年 5月 8日改定 2条、3条及び5条の追加と修正